

長浜市告示第193号

長浜市老人クラブ活動補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市老人クラブ活動補助金交付要綱

長浜市老人クラブ活動補助金交付要綱（平成18年長浜市告示第251号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この要綱は、長浜市内の地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブ（以下「クラブ」という。）が実施する高齢者福祉の増進を目的とした活動及び事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この要綱において「単位老人クラブ」とは、次の各号のいずれにも該当するクラブをいう。

- (1) 活動が円滑に行える程度の同一地域（自治会の区域を基本とし、同一自治会の区域に居住する者で組織することが困難な場合にあつては、当該自治会の区域を越える区域を含む。）に居住する者をもって組織されていること。
- (2) 毎年4月1日現在でおおむね60歳以上の会員が10人以上所属していること。
- (3) 会員の互選により代表者1人及び必要な役員を置いていること。
- (4) 会則その他のクラブの運営に関する規定を定め、及び会員名簿、現金出納簿、証拠書類綴その他クラブの運営に必要な帳簿類を備えていること。
- (5) 活動に要する経費に充てるため、会員の全部又は一部から会費等を徴収していること。
- (6) 年間を通じて計画的かつ恒常的に活動していること。

2 この要綱において「地区老人クラブ」とは、次の各号のいずれにも該当するクラブをいい、第1号に規定する活動地区ごとに1クラブまでとする。

(1) 次に掲げるいずれかの地区の範囲内で活動していること。

ア 長浜地区（市町の廃置分合の件（平成17年総務省告示第601号。以下「平成17年告示」という。）により廃止された長浜市の区域）

イ 浅井地区（平成17年告示により廃止された東浅井郡浅井町の区域）

ウ びわ地区（平成17年告示により廃止された東浅井郡びわ町の区域）

エ 虎姫地区（市町の廃置分合（平成21年総務省告示第189号。以下「平成21年告示」という。）により廃止された東浅井郡虎姫町の区域）

- オ 湖北地区（平成21年告示により廃止された東浅井郡湖北町の区域）
- カ 高月地区（平成21年告示により廃止された伊香郡高月町の区域）
- キ 木之本地区（平成21年告示により廃止された伊香郡木之本町の区域）
- ク 余呉地区（平成21年告示により廃止された伊香郡余呉町の区域）
- ケ 西浅井地区（平成21年告示により廃止された伊香郡西浅井町の区域）

(2) 毎年4月1日現在で前号に規定する活動地区と同一活動地区内で組織される単位老人クラブ及び当該単位老人クラブの会員を会員としていること。

(3) 代表者1人及び必要な役員等を置いていること。

(4) 会則その他のクラブの運営に関する規定を定めていること。

3 この要綱において「個人会員」とは、単位老人クラブに加入する会員をいう。

4 この要綱において「地区個人会員」とは、単位老人クラブを除く、地区老人クラブの会員をいう。

5 この要綱において「クラブ会員」とは、地区老人クラブに加入する単位老人クラブをいう。

（補助対象者等）

**第3条** 補助金の種類は、単位老人クラブ活動補助金及び地区老人クラブ活動補助金とし、補助金の種類ごとの補助対象者、補助対象事業の内容、補助対象経費及び補助基準額は、別表に定めるとおりとする。

2 次の各号のいずれかに該当する事業は、前項の規定にかかわらずこの要綱に基づく補助金の対象としない。

(1) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とする事業

(2) 法令又は公序良俗に反する事業

(3) 本市から他の補助金等の交付を受けて実施する事業

（補助金額）

**第4条** 補助金の交付金額は、別表に定める補助対象経費の実支出額、同表に定める補助基準額又は補助対象者の総事業費から会費その他の収入を控除した額のうち最も少ない額とする。

（補助金の交付申請）

**第5条** 補助金の交付申請をすることができる者は、単位老人クラブ活動補助金にあっては単位老人クラブ又は当該単位老人クラブが加入する地区老人クラブとし、地区老人クラブ活動補助金にあっては地区老人クラブとする。

2 補助金の交付を受けようとする単位老人クラブ又は地区老人クラブは、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 歳入歳出予算書

(3) 個人会員又は地区個人会員の名簿

(4) クラブ会員の一覧（申請者が地区老人クラブの場合のみ）

(5) その他市長が必要と認めるもの

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の支給

の可否を決定し、速やかにその旨を申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

**第6条** 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合は、概算払により補助金を交付することができる。

(事業実績報告)

**第7条** 補助金の交付を受けた単位老人クラブ又は地区老人クラブは、補助事業完了後速やかに、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 歳入歳出決算書
- (3) 領収書等の写し又は領収書等確認済証
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(関係書類の整備)

**第8条** 補助金の交付を受けた単位老人クラブ又は地区老人クラブは、補助事業等に係る経費の収支を明らかにする書類、帳簿等を常に整備し、事業完了後5年間保存しなければならない。

(指導及び調査)

**第9条** 市長は、補助事業が適正かつ効率的に執行されるよう必要があると認めるときは、単位老人クラブ及び地区老人クラブに対し指導又は調査することができる。

(補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。  
(長浜市老人クラブ連合会補助金交付要綱の廃止)
- 2 長浜市老人クラブ連合会補助金交付要綱(平成18年長浜市告示第306号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の長浜市老人クラブ活動補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)の規定により補助金の交付を受けている者については、旧要綱第8条の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

別表(第3条、第4条関係)

(1) 単位老人クラブ活動補助金

補助対象者	単位老人クラブ又は地区老人クラブ
補助対象事業の内容	単位老人クラブが実施する次の事業 1 友愛活動や奉仕活動などの地域を豊かにする社会活動事業 2 文化サークル活動や研修講座の開催などの教養活動事業 3 健康講座やスポーツ活動などの健康づくり活動事業 4 レクリエーションなどの会員相互又は地域の交流を目的とし

	<p>た活動事業</p> <p>上記四つの事業を年12回以上（上記1の事業を1回以上含むこと。）実施すること。</p>
補助対象経費	補助対象事業に要する賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費
補助基準額	<p>補助金の申請のあった年度の4月1日現在の個人会員の数に応じた次の額（1,000円未満切捨て）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人会員の数が10人以上30人未満の単位老人クラブ 21,600円＋300円×個人会員の数</li> <li>・個人会員の数が30人以上の単位老人クラブ 34,300円＋300円×個人会員の数</li> </ul>

(2) 地区老人クラブ活動補助金

補助対象者	地区老人クラブ				
補助対象事業の内容	<p>1 一般事業活動</p> <p>(1) 講座、会報発行などの教養活動</p> <p>(2) 奉仕、交流、地域諸活動、共同募金活動、友愛訪問活動などの地域活動</p> <p>2 健康づくり事業活動</p> <p>健康に関する講座や研修、各種スポーツ、ウォーキング、体操など健康増進に資する活動</p> <p>3 特別事業活動（選択事業）</p> <p>(1) 老人クラブの活動別リーダーの育成活動</p> <p>(2) 女性役員及びリーダーの育成活動</p> <p>(3) 外部からの指導者又は協力者の招聘促進活動</p> <p>(4) 高齢者と他世代との交流促進活動</p> <p>(5) 会員以外の者のクラブ活動への参加促進活動</p> <p>(6) 老人クラブの広報・加入促進活動</p> <p>(7) 老人に対する情報提供相談活動</p> <p>(8) その他地域の特性を生かしたモデル的な活動促進活動</p>				
補助対象経費	補助対象事業に要する賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費				
補助基準額	<p>次の1及び2を合計した額（1,000円未満切捨て）</p> <p>1 地区老人クラブ活動分</p> <p>次の(1)から(5)までを合計した額とする。</p> <p>(1) 運営費</p> <p>次の表に定めるクラブ会員の数に応じた額</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>クラブ会員の数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7以下</td> <td>300,000円</td> </tr> </tbody> </table>	クラブ会員の数	金額	7以下	300,000円
クラブ会員の数	金額				
7以下	300,000円				

8～10	310,000円
11～13	330,000円
14～16	350,000円
17～19	370,000円
20以上	400,000円

(2) クラブ会員数割

- ・クラブ会員の数が10以下の場合  
2,000円×クラブ会員の数
- ・クラブ会員の数が11以上の場合  
3,200円×クラブ会員の数－12,000円

(3) 会員数割

- ・地区個人会員の数が1,000以下の場合  
100円×地区個人会員の数
- ・地区個人会員の数が1,001以上の場合  
150円×地区個人会員の数－50,000円

(4) 単位老人クラブ補助金事務費

基本額30,000円に、単位老人クラブ補助金を申請したクラブ会員の数に500円を乗じて得た額を加えた額（単位老人クラブ補助金を申請しない地区老人クラブにあつては、0円とする。）

(5) 健康増進活動加算

健康づくりに関する事業の数（事業の数が6を超える場合にあっては、6とする。）に5,000円を乗じて得た額

2 健康づくり事業活動分及び特別事業活動分

次の表に定めるクラブ会員の数及び地区個人会員の数に応じた金額の合計額又は健康づくり事業活動及び特別事業活動の補助対象経費額の合計額のいずれか少ない方の額の範囲内において市長が認める額

	会員数	金額
クラブ会員の数	2以下	50,000円
	3・4	55,000円
	5・6	70,000円
	7・8	85,000円
	9・10	100,000円
	11・12	110,000円
	13・14	120,000円
	15・16	130,000円
	17・18	140,000円
	19以上	160,000円

地区個人会員の数	500以下	80,000円
	501～700	90,000円
	701～950	100,000円
	951～1,200	110,000円
	1,201～1,450	125,000円
	1,451～1,700	140,000円
	1,701～2,000	160,000円
	2,001以上	170,000円
<p>補助基準額の計算に当たっては、補助金の申請のあった年度の4月1日現在の会員数を基準とする。</p>		